

アランフェスの文化的景観に関する研究

関根 理恵*

要 旨

本論文の目的は、第一に、1990年代初頭から活発になった文化的景観保護の国際的動向について、歴史的経緯を明らかにすることである。第二に、文化的景観の保護および運用方法の現状について考察することである。そこで本研究では、『アランフェスの文化的景観(2001)』を研究対象として取り上げ、事例研究を行った。

研究の結果、以下の点が明らかになった。

- ① 1990年代からはじまったといわれている「文化的景観」の保護は、実際には、1992年の第16回世界遺産委員会(サンタフェ・アメリカ)以前より始まっており、自然遺産の登録基準の再考とともに、オペレーショナルガイドラインの改定がきっかけとなっていた。その背景には、現状の登録基準では適正評価が難しい遺産への対応策が模索され、「景観の保護」、そして「自然と人間との関わり」の所産¹についての価値づけから派生したものであった。
- ② 「世界遺産登録リストにおける不均衡の是正及び真正性および完全性の確保のための世界戦略」が採択された。これにより、世界遺産登録リストの作成方法として、テーマ別の研究が提唱され、その後の条約加盟国における暫定リストおよび当該専門機関における活動に影響を与え、その結果、新しい文化遺産の枠組みである「文化的景観」の登録が1994年以後、急増した。
- ③ 生物多様性に関する国際条約(CBD・1992)、食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約(2001)と世界遺産条約の国際条約間の連携、および「持続可能な開発に向けての国連長期計画」に基づいた「自然と人間との関わり」「農業」といった新しい観点による価値基準の創出の結果、「文化的景観」が目ざされるようになった。
- ④ アランフェスは、新しく文化遺産に導入されたCultural Landscapeとして、新規に登録され、その中には、登録リストの偏りを是正するために提案された「土地の人間の共存(Human Coexistence with the Land)」のテーマに基づいた「自給持続(Modes of subsistence)」と「技術の進化(Technological evolution)」の内容が反映された遺産登録であった。
- ⑤ 文化的景観および運用方法では、文化的景観であっても、遺産の構成要素を個別に保護することから、通常の歴史的建造物や、旧市街などの保存および活用方法と同様の政策を設定し、施策・措置の内容も同様に実施することにより管理できる。
- ⑥ 文化的景観では、バッファゾーンの範囲設定が困難であり、境界線を明確に示すことができない。
- ⑦ 「アランフェスの文化的景観」の場合、保護および管理において、独自の管理システムの構築によって、統轄管理が実施できている。その要因は、国、地方自治体、その他関連機関同士の連携である。

はじめに

本論文の目的は、第一に、1990年代初頭から活発になった文化的景観保護の国際的動向について、歴史的経緯を明らかにすることである。

第二に、文化的景観の保護および運用方法の現状について考察することである。そこで、世界遺産登録数が多い国として知られ、世界遺産の保護および運用が積極的に図られているスペインを事例とし、取り組んでいる次世代型の文化遺産保護に関する施策および措置について考察する。

本研究では、『アランフェスの文化的景観(2001)』を研究対象として取り上げ、事例研究を行う。また、既存研究を補完するとともに、新

2016年11月30日受付

* 江戸川大学 現代社会学科専任講師 世界遺産、芸術、文化財保存学

たな視点で歴史的背景および今後の展望について考察することを目標としたい。

先行研究の分析

文化的景観保護に関する研究は多い。しかし一方で、これらの研究は、各国の当該担当行政組織から発行された国内配布資料、つまり二次資料または三次資料を利用した分析が多い。これら二次資料、三次資料は、要点を概略的にとどめることも少なくなく、正確性を欠き、場合によっては齟齬が生じていることもある。そのため歴史的経緯を研究する場合には、大きな問題が生じている。そこで、本研究では、UN や UNESCO が所蔵する実際に会議で使用された一次資料の国連公文書を研究対象とし、これらの精査、分析を行う。

世界遺産条約における文化的景観

世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約（UNESCO/1972年条約：世界遺産条約）は、「恒久的な基礎の上に、かつ、現代の科学的方法に従って顕著な普遍的価値を有する文化及び自然の遺産を共同で保護するための効果的な体制を確立する新たな措置」のために制定された国際条約である。

世界遺産条約のうち、文化的景観の保護について議論されるようになったのは、1992年の世界遺産条約履行のための運用指針（以下：オペレーショナルガイドライン）の改定作業のための会議⁽¹⁾からである。この会議は、2001年12月の世界遺産登録リストの見直しに向けて行われた事前会議として開催された。

先行研究では、「文化的景観」の保護に関する政策は、UNESCOの世界遺産の登録に関する国際的動向に沿って、UNESCOの世界遺産委員会が1994年に採択した『世界戦略』の一環として実施されたことがきっかけであるかのように誤認されている⁽²⁾。しかし実際には、1992年から取り組みがはじめられている政策である。

第16回世界遺産委員会（1992）の成果

事前会議の内容は、第16回世界遺産委員会（7-14, Dec, 1992, アメリカ・サンタフェ開催）にて報告され、さらに討議された。

第16回世界遺産委員会では、国際法の制定に向けて、保護および保全、普遍的な特質のある価値をもった景観の発見と継承方法について具体的に話し合われた⁽³⁾。

この際、アメリカ政府代表部から要請があった変更点とIUCN代表部から提出されたWHC-92/CONF.002/10の序言の両方を考慮し、自然遺産の登録要件について審議が行われた。

その結果、第16回世界遺産委員会は、自然遺産の登録基準⁽⁴⁾と完全性の条件⁽⁵⁾の改定を、アメリカ政府が策定した提案文とともに許可した⁽⁶⁾。それに応じて、世界遺産委員会は、UNESCO文化局世界遺産センターが中心となり、オペレーショナルガイドラインの改定をするように要請し、1993年10月1日付で登録要件に対する完全性の条件に関して規定の発効ができるよう準備し、それらの承認および合意事項の確認をするために改定案を委員会へ提出するように指示した⁽⁷⁾。

同様に、文化遺産に関する審議も行われ、前回の第15回世界遺産委員会の要請によって準備された報告書⁽⁸⁾に基づき審議が進められた。この報告書は、1992年10月にフランス環境省の招聘によりラ・プティ・ピエールにて開催された専門家会議⁽⁹⁾に参加したICOMOSおよびIUCN、要請に基づき選ばれた専門家等関係者によって作成されたものである⁽¹⁰⁾。審議に先立ち、ICOMOS代表者より報告がなされ、オペレーショナルガイドラインの6つある文化遺産の登録基準を改定することが提案された⁽¹¹⁾。同時に、その当時パラグラフ34にあった文化的景観に関する部分に、新たに文化的景観解釈を挿入することが提案事項として示された⁽¹²⁾。

これを受け、第16回世界遺産委員会は、文化遺産の登録要件の中に、文化的景観を独立させた改定を行うことを決定した⁽¹³⁾。さらに同委員会は、

6つの勧告を採択した。

a) 世界遺産リスト登録の際に、文化的景観の評価を適正に確認できるよう実用的な登録基準に変更⁽¹⁴⁾。

b) ドイツ政府が改定案として提示した案と、新規挿入文言を、新しいオペレーショナルガイドラインに合致させる⁽¹⁵⁾。

c) 多くの文化的景観が、持続的に生態系とともに進化してきた過程と生物多様性と、学際的研究方法に基づいた重要性の観点に立脚し、登録することが必要であることを考慮し、IUCNは、ICOMOSの支援を受け、景観の評価を提案する⁽¹⁶⁾。

d) 世界的に重要な高度な基準として世界遺産登録リストに、確実なものとするために文化的景観を推薦することは必要であり、登録に際し、以前に世界遺産として登録された自然遺産および文化遺産の遺産が持つ特徴に対する完全性の確保を図る⁽¹⁷⁾。

e) 条約加盟国は、新たな登録基準を考慮し、オペレーショナルガイドラインのパラグラフ7に従って、文化的景観に関する暫定登録に向けたリストを提出することを通達する⁽¹⁸⁾。

f) 世界遺産センターは、暫定リストや、関連事項に関して（実例や例証、これらの登録基準に従い特に見直しが必要と思われる事例）、討議するために専門家を招集する⁽¹⁹⁾。

この6つの勧告に基づき、審議の結果、世界遺産登録リストための認証評価において、世界遺産条約第1条の定義に基づいて「顕著な価値⁽²⁰⁾」を持つ「人工と自然の結合の所産⁽²¹⁾」として、世界遺産条約の目的達成のために、文化遺産の登録基準の中に以下の文化的景観の3つのカテゴリーが新しく設定された。

i) 最も容易に文化的景観であることを同定できるのは、人間の意志に基づき設計され、創出された景観と定義される。このカテゴリーには審美的な動機によって造影される庭園や公園が含まれ、それらは宗教的その他記念的建築物やその複合体に（すべてではないが）、しばしば附属す

る⁽²²⁾⁽²³⁾。

ii) 2つめのカテゴリーは有機的に進化してきた景観である。これらは端緒となる社会的、経済的、行政的、あるいは宗教的な規範から生じるもので、その自然環境との関係によって、また、形態や構成要素の特徴に発展のプロセスを反映している。これらはさらに2つの小カテゴリーに分類される。

- 残存している（あるいは化石化した）景観。それは、進化のプロセスが過去のある時期に、突然、または時代を超えて終始している景観といえる。その重要な固有の特徴は、終始した進化のプロセスを、現在においても物質な形状に見ることができることである。

- 継続している景観。それは、伝統的な生活様式と密接に結び付き、現代社会において活発な社会的役割を維持し、進化のプロセスがいまなお進行中の景観といえる。また、それが同時に、時間を超えて進化してきた重要な有形の証拠でもある⁽²⁴⁾。

iii) 最後に示すカテゴリーは、関連する文化的景観である。この類の景観の世界遺産リストへの記載は、わずかであるかまたはほとんど所在しない有形の文化的証拠の有無よりも、むしろ、自然的要素との強力な宗教的、審美的または文化的な関連によって、その正当性を認められるものである⁽²⁵⁾。

その結果、オペレーショナルガイドラインにもこのカテゴリーが反映され、改定が行われた。

文化遺産の定義⁽²⁶⁾は第24項に、そして、文化的景観のカテゴリーは3つに分類され第39項へと、オペレーショナルガイドライン（1994）に挿入された⁽²⁷⁾。

そこから現在までに、オペレーショナルガイドラインは3度の大きな改定があり⁽²⁸⁾、現行のオペレーショナルガイドライン（2015）では、文化遺産の定義は第45項⁽²⁹⁾、文化的景観の定義は第47項⁽³⁰⁾に定められている。

表1 Change to Natural Heritage Criteria ii and iii, 1980 to 1997 (bold added to emphasize main changes)

Natural Heritage Criterion	ii	iii
1980-1992	Be outstanding examples representing significant ongoing geological processes, biological evaluation and man's interaction with his natural environment ; as distinct from the periods of the earth's development, this focusses upon ongoing processes in the development of communities, of plants and animals, landforms and marine and fresh water bodies.	Contain <u>superlative natural phenomena, formations or features</u> , for instance, outstanding examples of the most important ecosystems, areas of exceptional natural beauty or exceptional combinations of natural and cultural elements .
1992-1997	Be outstanding examples representing significant on-going ecological and biological processes in the evolution and development of terrestrial, fresh water, coastal and marine ecosystems and communities of plants and animals.	Contain superlative natural phenomena or areas of exceptional natural beauty and aesthetic importance

この際、人間と自然環境との相互作用が優れた普遍的価値があると評価された場合に、文化的景観として、世界遺産リストに含めることが適当であると考えられた⁽³¹⁾。

この文化的景観のカテゴリーを採択した結果、それまで自然遺産の登録基準の ii と iii に含まれていた「人間と自然の環境との相互作用⁽³²⁾」と「自然と文化的資産が結合した顕著な所産⁽³³⁾」の文言が、各登録基準から除外された。これにより、

自然遺産の登録基準は、以下(表1)のように改定された。

この改定によって、自然遺産でも、文化遺産でもない新たな登録基準として、「人間社会又は、人間の居住地が、自然環境による物理的制約の中で、社会的、経済的、文化的な内外の力に継続的に影響されながら、どのような進化をたどってきたのかを例証するもの」として、文化的景観という新たなカテゴリーされた遺産が生み出され、

表2 Cultural landscape expert meetings 1992-2001

1	Oct. 1992	Expert group pm Cultural Landscapes (France)
2	Oct. 1993	International Expert Meeting on "Cultural Landscapes of Outstanding Universal Value" ⁽³⁷⁾ (Germany)
3	Nov. 1994	Expert Meeting on Routes as Part of Cultural Heritage ⁽³⁸⁾ (Spain)
4	Sep. 1994	Heritage Canals ⁽³⁹⁾ (Canada)
5	Apr. 1995	Asia-pacific Workshop on Associative Cultural Landscapes ⁽⁴⁰⁾ (Australia)
6	Mar-Apr. 1995	Asia Rice Culture and its Terraced Landscapes. Regional thematic study meeting ⁽⁴¹⁾ (Philippines)
7	Apr. 1996	Expert meeting on European Cultural Landscapes of Outstanding Universal value ⁽⁴²⁾ . (Austria)
8	May 1998	Expert meeting on Cultural Landscapes of the Andean region ⁽⁴³⁾ (Peru)
9	Mar. 1999	Expert meeting on Cultural landscapes of Africa ⁽⁴⁴⁾ (Kenya)
10	Jun 1999	Expert meeting on Management Guidelines for Cultural landscapes ⁽⁴⁵⁾ (Slovenská)
11	Oct. 1999	Expert meetings on Cultural Landscapes in Eastern Europe ⁽⁴⁶⁾ (Poland)
12	Feb. 2000	Synthesis report of the Seminar on Natural Heritage in the Caribbean ⁽⁴⁷⁾ . (Suriname)
13	Sep. 2000	Expert meeting on Cultural Landscapes in Central America ⁽⁴⁸⁾ (Costa Rica)
14	Jun. 2000	the Regional Thematic Expert Meeting on Potential Natural World Heritage Sites in the Alps ⁽⁴⁹⁾ (Austria)
15	July 2001	Expert meeting on Cultural Landscapes ⁽⁵⁰⁾ (Tokay, Hungary)
16	Sep. 2001	Expert meeting on Sacred Mountains of Asia ⁽⁵¹⁾ (Japan)
17	Sep. 2001	Expert meeting on Desert Cultural Landscapes and Oasis Systems ⁽⁵²⁾ (Egypt)

表3 Cultural landscape meetings organized by States Parties

1	Oct. 1998	Monument- sites -Cultural landscape Exemplified by the Wachau (Austria)
2	Mar. 2000	Cultural Landscapes: concept and Implementation ⁽⁵³⁾ (Italy)

世界全体に文化的景観保護の機運が高まった。

UNESCO 専門家会議の果たした役割

ではここで、スペインがアランフェスの文化的景観を世界遺産として推薦し、登録するまでの期間の国際的動向について考察する。

第16回世界遺産委員会の勧告を受け、世界遺産センターは、2001年までに17回⁽³⁴⁾にわたる専門家会議(表2)を開催し、それぞれの会議成果を報告書としてまとめた⁽³⁵⁾。これらの会議は、年度ごとに世界遺産委員会で報告され、異なる方法によるリスト登録と活用の方法として、それぞれの手法が高く評価され、その後の文化的景観保全および運用に関して影響を与えた⁽³⁶⁾。

その他、条約加盟国が独自に主催した文化的景観に関する国際会議は、上記の二つの会議が開催された(表3)。

1993年の動向

文化的景観の保護の枠組みを作り上げた世界遺産条約は、その後、ドイツ⁽⁵⁴⁾で開催された専門家会議⁽⁵⁵⁾にて、将来に向けた行動計画⁽⁵⁶⁾を策定した。この行動計画は、1993年の第17回世界遺産委員会にて審議を受け採択された⁽⁵⁷⁾⁽⁵⁸⁾。

その後、地域ごとに専門家会議が開催され(表2)、その地域の文化的景観について、それぞれの事例を比較し勧告を策定したことは前述のとおりである。また、これらのテーマに基づいた枠組み作りは、文化的景観に関する決議事項として、世界遺産委員会の文化的景観の評価について新境地を切り開いたと世界遺産センターで当時担当していた政策担当官は指摘している⁽⁵⁹⁾。この行動計画は、管理計画を具体的に示すものであり、計画には、開発と保護を両方含み、相互にそれぞれを受入れられる形が模索された⁽⁶⁰⁾。そしてそれは各国の世界遺産の成功した管理計画の体験に基づき、管理に関するガイドラインが形作られた⁽⁶¹⁾。

また行動計画では、国家間で、事例研究および地元や地域レベルの管理経験について情報交換を

することが提案された。さらに、ICOMOSやIUCN, CNPPA, IFLA, ILAA, IALEなどのNGOが、文化的景観の問題について積極的に取り組むことが推奨された⁽⁶²⁾。先前列記した地域別に開催された専門家会議は、この推奨により開催されたものである。

1994年の世界遺産登録リストの登録に関する世界戦略

1994年6月に、UNESCO世界遺産センターとIUCNが共同で、同年12月開催の第18回世界遺産委員会に向けて、今後の世界遺産の登録に向けた世界戦略を討議した⁽⁶³⁾。

この世界戦略とは、世界遺産条約に関する実務的な世界遺産の運用方法と概念的な枠組みに関する将来構想である。この会議では特に「世界遺産登録リストにおける不均衡の是正および真正性および完全性の確保」について集中的討議が行われた。また、地域的、そして遺産のカテゴリーごとのテーマを持った定義に基づいた登録について議論が行われた⁽⁶⁴⁾。

特に、リストに登録されている遺産がヨーロッパの歴史都市などに偏っており、様々なクライテリアが設定されているものの、宗教的建築物や歴史的都市、特にキリスト教などエリート主義的な類似した建築物ばかりが登録されていること、そして、20世紀および先史時代の遺産登録が少ないことが指摘された⁽⁶⁵⁾。

世界戦略は、1984年より世界遺産センターによって、テーマと中心となる建造物群に関する研究が試みられた⁽⁶⁶⁾。

1987年から1988年には、スリランカ大使の招集により世界戦略と、いくつかのテーマに沿った課題研究に基づいたこれらの枠組み作りが行われた⁽⁶⁷⁾。

その後、1991年には世界戦略の採択がなされるべきであると世界遺産委員会事務局より勧告がなされた⁽⁶⁸⁾。その結果、1992年にはICOMOSによる“地方文化(Cultural Provinces)とのつながり”、アメリカおよびギリシャ大使館の“時間

-文化-人類の軌跡」の3次元軸によるテーマに基づいた登録」といった提案がなされ、1993年に「地方文化」が、再確認された⁽⁶⁹⁾。

この専門家会議の成果は、1994年第18回世界遺産委員会(プケット・タイ)で報告され⁽⁷⁰⁾、「世界遺産登録リストにおける不均衡の是正及び真正性および完全性の確保のための世界戦略」⁽⁷¹⁾が採択された⁽⁷²⁾。これは、事前に開催された専門家による学術会議⁽⁷³⁾の成果に基づき策定されたものである。ここでは、時代の流れとともに文化人類学の観点から、登録リストの偏りを是正することが提案され、「土地の人間の共存(Human Coexistence with the Land)」のテーマの下、7つの指標(①人々の移動 Movement of Peoples(遊牧 nomadism, 移住 migration), ②開拓・植民地 Settlement, ③自給自足 Modes of subsistence, ④技術の進化 Technological evolution, ⑤人類の相互作用 Human interaction, ⑥文化的共存 Cultural coexistence, ⑦精神性と創造的表現 Spirituality and creative expression)が提示された⁽⁷⁴⁾。それは、世界の異なる地域の規律の違いを、様々な学術分野の観点から見直し、今までとは異なったアプローチ方法、枠組み、を構築するものであった⁽⁷⁵⁾。

世界遺産登録リストの作成方法として、テーマ別の研究⁽⁷⁶⁾が提唱され⁽⁷⁷⁾⁽⁷⁸⁾、その後の条約加盟国における暫定リストおよび当該専門機関における活動に影響を与えた。

この顕著な例としては、1992年の生物多様性に関する国際条約(CBD・1992)⁽⁷⁹⁾を受けて制定された、食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約(2001)⁽⁸⁰⁾と世界遺産条約との連携⁽⁸¹⁾が指摘できる。

一般的に国際条約の場合、条約履行のプロセスにおける問題や、条約間に補完的役割があることから、国内法との運用面だけではなく、国際条約間に齟齬が生じないように委託された国際機関等が相互に調整することが慣習的に行なわれている。生物多様性の場合、持続可能な開発に関する世界首脳会議において承認された2010年までに生物多様性の損失割合の大幅な低減を達成すると

いう戦略計画⁽⁸²⁾に基づき、国連のミレニアム開発目標に取り入れられたことから⁽⁸³⁾、生物多様性関連条約間の連携協力の取り組みが行われた⁽⁸⁴⁾。

世界遺産条約は、条約内で自然遺産を保護の対象としていることから、この条約間の連携協力に参加した⁽⁸⁵⁾。その他、UNESCOからは、世界遺産条約以外にも無形遺産条約(2003)も連携協力に参加している⁽⁸⁶⁾。世界遺産条約では、生物多様性に関する国際条約および無形遺産条約を受けて、いち早くこれらの条約の主旨を反映したものを世界遺産登録リストへ登録しようという動きがあり、1995年にフィリピンによって、稲作文化と棚田が織りなす文化的景観というテーマで専門家会議が開催された⁽⁸⁷⁾。

同時に注目すべきは、同年に開催されたオーストラリアでの文化的景観に関する専門家会議⁽⁸⁸⁾であり、以前に開催された、フランス⁽⁸⁹⁾の文化的景観に関する専門家会議(1993)の勧告に基づいた文化的景観に関する遺産の評価と分類についての研究である。ここでは、特に世界遺産登録にあたり遺産の価値評価が難しい事例として、ニュージーランドのトンガリロ国立公園とオーストラリアのウルル国立公園、イギリスのダートムーア国立公園、ローマ時代の景観を残す北アフリカ・マダガスカル地域の砂漠地帯の遺跡群、アンデス高地のプレコロンビア時代の農業システムが事例としてあげられ、検討された。

次年度のドイツ⁽⁹⁰⁾で開催された専門家会議(1994)では、前年の専門家会議(1993 フランス)を受けて、将来計画が立案された。その際に、「経済社会」の観点を取り入れた文化的景観の捉え方が提唱された⁽⁹¹⁾。文化的景観を「社会の形成」という枠組みで考えることにより、従来の歴史的観点に基づく街の成り立ちや発展経緯において、「古い」ということを重視する歴史的価値観を離れ、その街が一番生き生きとしていた時に、どのような経済活動が行われ、その活動の結果、どんな遺産が形成され、文化的景観となり得たのかという視点で遺産を考えるようになった。またさらに、先に指摘した通り、生物多様性条約を背景とした、生物および農業、林業などの環境とともに人間の

営む生活が注目されるようになった⁽⁹²⁾。

スペインにおける文化的景観の世界遺産登録の動向

スペインは、世界遺産保有数が最も多い国としても知られている。一方で、世界遺産登録数の不均衡をなくすことがこの頃ちょうど議論されるようになり、1994年第18回世界遺産委員会（ブーケット・タイ）にて、「世界遺産登録リストにおける不均衡の是正及び真正性および完全性の確保のための世界戦略」⁽⁹³⁾が採択された⁽⁹⁴⁾ことは先述のとおりである。

この施策により、世界遺産登録申請にあたっては、既存の登録数が多い国は、「意識的に登録を控えること」や、「未だ十分に代表されていない分野に属する資産のみを登録のために申請すること」等の勧告がなされた。世界遺産活動を熱心に推進するスペインにとっては、この施策は不都合であったかもしれない。しかし一方で、スペインは、「未だ十分に代表されていない分野に属する資産のみを登録のために申請すること」と、「世界遺産登録リストの作成方法として、テーマ別の研究が提唱⁽⁹⁵⁾されたこと」を受け、テーマ別の研究として新しいテーマである「文化的景観」の研究に取り組み始めた。

1994年には、ルーツに関する文化的景観の専門家会議⁽⁹⁶⁾を開催し、「サンティアゴ デ コンポステーラの巡礼路⁽⁹⁷⁾」をフランスと共同で申請し、文化登録を果たしたばかりの出来事であった。

スペインにおける文化的景観の研究は、実は早い段階から取り組まれており、ICOMOSを代表する文化的景観の専門家であり、スペインICOMOS会長であったAñon Feliu, Carmenの活躍に注目したい。

Añon Feliu, Carmenは、造園学の専門家であり、IFLAの会員でもあった。1995年にオーストラリアで開催されたアジア地域専門家会議では、ICOMOSを代表してオーガナイザーを務めた。また、Añon Feliu, Carmenは、同年、すでに世界戦略に基づいた普遍的価値を持つ文化的景

観として、「アランフェス - 自然、農業、芸術が共存する文化的景観」に着目し、その保護の必要性から、世界遺産登録を目指すべきことを提示している⁽⁹⁸⁾。これらの背景から、Añon Feliu, CarmenがスペインICOMOS会長として先達となり、その後、文化的景観の登録に向けて尽力し、この積極的な働きかけにより、スペイン政府が世界遺産登録を目指したのは、想像に難くない。

世界遺産の構成要素

アランフェスは、第25回世界遺産委員会(2001)にて審議され、文化遺産に登録された。アランフェスの正式登録名称は、The Aranjuez Cultural Landscape (ID.No: 1044)である。所在地は、スペイン国マドリッド州・マドリッド県⁽⁹⁹⁾(北緯N40 2 11.22 西経W3 36 33.624)である。以下の点(登録基準ii)と登録基準iv)を満たしていると評価され、世界遺産登録に至った。

ii) : アランフェスは、文化遺産分野は、多様な文化的な影響の集合体であり、さらなる発展を重ねながら形成的な影響を及ぼし、独特の文化的景観を創出している。

iv) 様々な文化的伝播によって得られたアランフェスの複雑なデザインは、独特な文化的景観を示しており、景観デザインの発展段階において重要な役割を果たした。

「アランフェスの文化的景観」で重要な構成要素となっているものは、①宮殿(図1)、②歴史的な菜園(図2)、③並木道(図3)、木立、④灌漑システム(図4)、水路等の機能的システム(図5) ⑤鑑賞用庭園(王子の島(図6)、花壇(図7)、王と女王の庭(図8))、⑥18世紀の伝統的建造物群(図9)である。

これらは、単体で存在するのではなく、これらが多様な要素を持つ遺産が、それぞれがある程度のボリュームを持つ区画として連続的に構成されているところに価値がある。これは、ゾーニングの概念を持つ都市計画、造園方法として高く評価



図1 アランフェス宮殿



図2 現在も管理されている菜園・果樹園



図3 幾何学的に配された並木



図4 灌漑システム



図5 水路



図6 王子の島



図7 花壇



図8 王と女王の庭



図9 18世紀の歴史的建造物群



図10 タホ川

することができる。

アランフェスは、15世紀からスペイン王室の統轄地となった。しかし、この地が発展したのは、16世紀であり、フェリペ二世統治時代に文化が花開いた。

フェリペ二世は、大型装飾の設置や、菜園⁽¹⁰⁰⁾を、中央集権国家の君主として、世界的な活躍を象徴的に表現し、幾何学的な主軸に基づいた庭園の配置を計画しつつも、自然回帰主義、人文主義の規範を象徴する楽園を創造した。

ここで注目したい点は、菜園である。啓蒙運動により重農主義が、庭園の中にまで取り入れられている。これは、先述した「世界遺産登録リストにおける不均衡の是正及び真正性および完全性の確保のための世界戦略」に沿った有意な特性である。また、同様に、灌漑システム、水路等の機能的システムは、技術の進化を示すものである。

自然環境と文化遺産の関わり

アランフェスの文化的景観は、自然の中に人間が創造した文化遺産によって、新たな独特な風景が、歴史的に構築されている点に価値がある。

街を形成する際に、最も重視されるのは、生活用水である。その次に、交通と移動利便性である。生活用水は、河川もしくは湖、湧水地、池が一般的であるが、古代より河川に沿って街が形成されることも一般的特徴として見うけられる。

このアランフェスも、タホ川(図10)のほとりに建設された王宮から、街の歴史が始まった。アランフェスの王宮は、16世紀にスペイン王室の『春の離宮』として創建された王宮であり、王が滞在している期間は、王宮が国政の枢軸として機能していたことから、王宮に伴って高等裁判所などの公共機関も街の中に創設された。

王宮は、タホ川とハラマ川の合流地点に位置しており、アランフェスの街は、タホ川とハラマ川の洪水被害を受けにくいタホ川の南側の小高丘陵に作られている。実際には、タホ川から直接王宮へアクセスすることはできず、人工の運河を使ってアクセスするよう設計がなされている。

タホ川について

タホ川は、イベリア半島中央部を源流とするスペインからポルトガルを通過して大西洋に向かって流れるイベリア半島最長の河川であり、イベリア半島の中でも2番目に流域面積が大きい河川である。

西ゴート王国の首都であるトレドは、中世キリスト教および西ヨーロッパ世界の中枢であり、このタホ川に三方が囲まれた自然要塞都市であることは良く知られている。つまり、中世よりタホ川は、河川交通の大動脈であった。

イベリア半島は、西ゴート王国以来、後ウマイヤ朝、カステリーヤ王国と、宗教対立や度重なる戦争によって統治する王朝の変遷があり、それにもとない首都が移転したが、フェリペ二世が1561年にマドリッドに新しい宮殿を創建し、マドリッドへ政治の中枢が完全に移動し首都となるまでは、トレドが中世よりずっと首都の機能を果たしていた。

トレドとマドリッドを結ぶには、水上交通を利用する場合、トレドからタホ川の上流に向かい、タホ川から、マドリッド市内を流れるマンサナーレス川を支流に持つハラマ川にアクセスする動線が、最良である。よって、タホ川とマドリッドを通るハラマ川の合流地点でもあるこのアランフェスは、交通の要所であると考えられ、この理由から、『春の離宮』がこの場所に創建されたと思われる。アランフェスの王宮創建以後、タホ川とハラマ川が16世紀以降の交通の中心となったと指摘する先行研究もあるが⁽¹⁰¹⁾、創建以前よりトレドとマドリッドを結ぶ交通の要所であり、必然的にその場所が選択されたと思われる、恣意的に王宮を創建し、中継地点としての役割や、外敵から守る要塞門として機能するよう、都市計画が立てられたと考える方が妥当であろう。

世界遺産登録にあたり、文化的景観としてタホ川に着目するのは、単純に面積として遺産の大きな部分となっているという単純な理由だけではなく、おそらく、スペイン政府は、「サンティアゴ デ

コンポステーラの巡礼路 (1993)」の世界遺産登録のため、ルーツ (道) に関する研究を行っており、交通システムに着目した遺産の分析と価値づけが恒常的に行なわれていたことから、タホ川に着目した歴史研究が行われ、当該遺産に価値を見出したと推測することができる。

なお、このルーツの研究は、現在も引き続き Council of Europe と European Institute of Cultural Routes、スペイン政府教育文化省と三機関合同で実施されている⁽¹⁰²⁾。

完全性に関する評価⁽¹⁰³⁾

スペイン政府は、世界遺産登録に当たり、登録基準 ii, iv, v を満たしているとして登録申請を行った。それを受けて予備審査を行った ICOMOS および IFLA は、アランフェスは、ii, iii が相応しいことを世界遺産委員会へ上申した⁽¹⁰⁴⁾。しかし、審議の結果、ii), iv) の登録基準を満たすものとして世界遺産リストへ登録された。

アランフェスの文化的景観には、灌漑システムや治水や給排水システム、菜園や装飾庭園、設計された並木道、広場、王宮、歴史的建造物群が残る中心地など、すべての要素と属性が良い状態で現存している。

遺産を形成している全体的な自然と幾何学的な構成要素は、道路が近代化によって発達した今もなお、損失がほとんどなく、効果的に不適切な都会化の波にのまれることなく、大変良好な形で残されている。街を構成する主要建物や、街の区割、庭園、並木道、果樹園、平地林間に造られた都市コミュニティの特徴が、そのまま保存されている。対岸に計画的に建設された装飾庭園もその美しい姿を失うことなく、そのまま現存している。19世紀に入り、導入された歴史的な交通システムである鉄道も、スペインで建設された二番目に大きい重要な地点であるにもかかわらず、当該遺産に対して大きな影響を与えることなく、アランフェスの街は、依然として美しいまま維持されている。この鉄道は、「いちご列車」と呼ばれ、アランフェスの菜園の野菜や果実を運ぶ列車としても有名

であり、スペインを象徴するアイコンの一つとなっている。

アランフェスでは、遺産の構成要素と属性の保全のために、遺産の完全性を保護するための施策をとっており、ほとんどの要素が依然として本来の目的のために使用されているという事実によって支えられている。水力による治水や給排水システム、灌漑システムもまた、今もなお、利活用されている。

歴史的な野菜を育てるための菜園も、現在でも栽培がおこなわれており、美しく列をなした樹木の並木や、広場は保存され、恒常的に整備されている。装飾庭園は、今でもレジャーや文化イベントのために利用されており、多くの人が訪れる場所となっている。宮殿も、文化のおよび公共行事や公共事業や活動のために使用されている。

宮殿の周辺にある18世紀に建設された歴史的建造物群は、居住用建物として使われ、街の中心地としての機能を保持している。また、都市計画に基づいた街の区割や、建築様式、優れた建物の美しさは、この街の歴史的かつ文化的な特性を表している。

王宮を含むスペイン王室が保持していたアランフェス内の資産は、現代的な一般的方法ではないが、スペイン王室からマドリッド州へ公共物として下賜されたものの、今なおこれら文化遺産の保全は、スペイン王室の後援により引き続き維持されている。

このように、19世紀に行われたスペイン王室の財産没収行為により変化が起これると思われてきたが、20世紀の間に急成長を遂げたにもかかわらず、この遺産に対して大きな負の影響を与えていない点が高く評価できる。

この遺産に対する大きな脅威はなく、自然災害の危険性も甚だ少ない。より広範な環境に影響を与える可能性のあるものを含め、産業開発や人口の成長によってもたらされる脅威に対処するための措置は十分に取られており、当該遺産のすべての属性が、良好な状態で保存されている。

真正性に対する評価⁽¹⁰⁵⁾

アランフェスの文化的景観は、歴史的、時代的、そして空間的な観点において驚異的な価値を有しているといえる。なぜなら遺産の構成要素は、16世紀を起源とし、スペイン王室とともに発展を遂げたスペイン近代史そのものだからである。普遍的なスペイン史の中で、最も重要な君主と目されているチャールズ五世とフィリップ二世によって、アランフェスの地に個性的な独自の文化が築かれたことに注目ができる。

アランフェスは、歴史の中でさまざまな時代の思想や、美学、科学の髄を極め創造された街である。それはまた、自由な発想の坩堝であり、文化創出の中心をなすとともに、その時代の流行を生み出す影響力のある場所でもあった。

現在は王宮としての機能は失われているが、遺産を構成する資産は、歴史的場所としての価値や、優れたデザイン性、建築的価値、高次の水文学的価値を有している。現在にいたっても、優位な真正性を保持している。庭園内のいくつかの部分については、修繕や復元が必要であるが、保存状態は全体的に良好であり、当該遺産の構成要素から、16世紀半ばから19世紀半ばまで、段階的に開発された軌跡が認められる。

保護と管理の現況⁽¹⁰⁶⁾

1868年の革命以前までは、スペイン王室の保護下で十分な保全がなされていた。その後、所有者がバラバラとなり、近代的発展の中で、産業や商業などの成長発展のプレッシャーとともに、歴史的建造物群や庭園、農園などの文化遺産は、放置されたり、保存修復措置が不十分であったりと、危機的な保全環境下にさらされた。その後の新たな国営鉄道の開通や、周辺地域の経済発展も、アランフェスの文化遺産を脅かすものであった。

1851年の国営鉄道の設置の際には、王宮の東端部とピコタホ庭園を両断して横切る形で鉄道が架設された⁽¹⁰⁷⁾。しかし、20世紀後半になると、

文化遺産保護の機運が高まり、これらの問題が改善されるようになった。

そして、当該遺産は、その特徴ある遺産の構成要素をそのまま保全して積極的に保護するために、堅実な法令整備による保護管理システムが構築された。

まず第一に、1983年、アランフェスに対し、歴史都市宣言が発令され、地方自治体による条例による保護措置がとられた。これは歴史的な街の中心部を保護することを目的とし、その価値を維持するために取られた法令政策である。

その後、1985年にスペイン歴史遺産法⁽¹⁰⁸⁾により保護措置が講じられた。

1996年には、都市計画法の下で、アランフェスの持つ価値を保全し、現代の生活に調和しながらも、歴史的価値を尊重する方法で、将来計画が立案され、開発に関するガイドラインが制定された。同時に、州、県、そして地域による行政は、都市計画法の下で、街を構成する価値を持つ多様な要素を保全するために、改修や新築、増築を含む遺産に対する変更事項に対し、監督することが取り決められた。

その結果、街区の修復計画が立案され、その計画の下で街づくりにあたっては、旧王立の歴史的建造物群を配慮しながら、主要道路や細い道が歴史的区割に従って修復がなされた。また、旧市街及び王宮より十分に距離をとった場所に駅を設営するなど、文化遺産保護に対する積極的な改善および配慮がなされるようになった。しかし、これらの措置は、十分な状態であるとはいえず、さらなる継続的な取り組みが必要であることが指摘されている。

先の世界戦略は、国連だけではなく、このように地域ごとの取り組みへも影響をおよぼしており、EU独自の戦略として、「世界遺産と2020 STRATEGY - Towards an Integrated Approach」が打ち出されている⁽¹⁰⁹⁾。

アランフェス市役所は、「農業と遺産」のテーマの下、以下の戦略三原則を掲げている⁽¹¹⁰⁾。① Conservation and protection, ② Sustainable use and development, ③ Communication

また、包括管理としては、以下の8つを重点項目として挙げている。

①農業と環境、②都市計画、③経済開発、④観光客のマネージメント、⑤文化とレジャー、⑥研究と文書化、⑦市民参加と取り決め、⑧教育

そして現在、アランフェスの文化遺産は、アランフェス市役所、国立遺産局、タホ川治水局、マドリッド州、総務省、国立鉄道（ADIF）および所有者によって、総合的に管理されている。

注目すべき点は、先にも指摘したとおりスペイン王室からマドリッド州へ下賜され、現在ではスペイン王室の資産ではなくなったにも関わらず、文化遺産の不動産のいくつかについては、国立遺産局が運営管理を直接実施している点である。

管理は、管理計画に従って実施されているが、実際には様々な管理レベルがあり、それぞれに異なる規定が定められている。

管理計画の中心には、文化的景観を構成する要素を特定し、遺産の完全性と真正性を維持するために、どのように対応したらよいか、具体的な運用指針を定めている。また、遺産を一括して管理運営することができ、相互に負荷がかからない効率的な管理を目標とした機能的なシステムの構築を目指している。そのために、様々な関連機関が、相互に連携をしながら保全と監督を行う管理体制を採用している。現況では、遺産の保全を管理する当該機関（アランフェス市議会、マドリッド自治区、国の中央省庁）により、それぞれの責任に基づき、管轄や規制の内容が細かく区分され、保全措置が実行されている。

これらの保全措置は、計画的かつ包括的に進められており、都市計画、交通整備、インフラ開発、観光施設の設置、歴史的建造物や自然景観の改装や具体的な修復など、特定の問題に対して、それぞれ適切に行われている。また、修復など保全計画のための財源は、当該遺産の観光による収益によってまかなわれている。

遺産に対する負の要素として、交通や観光の影響などが指摘されており、適宜モニタリングおよび統計調査が行われ、データ結果に基づき対策がとられている。

現況における問題点

2014年、スペイン政府は、世界委員会に対し定期報告書⁽¹¹¹⁾を提出した。この報告書を分析し、現況を把握するとともに、いくつかの問題点について述べる。

当該遺産の問題点として、世界遺産のコアゾーンおよびバッファゾーンが正確に定められていないことが指摘されている。それは、技術的なミスによるものであると説明がなされており、現在、実測作業を行い、地図の再作成が進められている。一方で、バッファゾーンの変更が検討されており、縮小または拡大される可能性がある旨の報告されている。また、遺産が十分に見積もられておらず、現在は、コアゾーンが1047ha、そして、バッファゾーンが22522ha、総計23569haとなる試算であると報告されている。

顕著な普遍的価値については、現在の世界遺産の運用について、条約加盟国すべてに対し、顕著な普遍的価値を重視した遺産の保護と運用が現在求められている。

そのため、スペイン政府は、UNESCOおよびICOMOSとともに、現在、遺産の価値評価に対する調査研究をすすめており、登録された基準の改定に向けて活動していることが報告されている。現段階では、各基準に基づいた優れた普遍的価値について、登録された当初の評価とおおむね同じ評価がなされている⁽¹¹²⁾。

マネージメントおよびモニタリング⁽¹¹³⁾では、コアゾーンの周囲に設定されたバッファゾーンが際限なく続いており、境界線が明確でないため、遺産の顕著な普遍的価値が十分に際立たっていないことを、問題点として指摘している⁽¹¹⁴⁾。一方で、バッファゾーンの適正については、コアゾーンにある遺産の顕著な普遍的価値を保護するために十分な範囲のバッファゾーンがとられているとも考えられ、適正に設定されている旨、報告がなされている⁽¹¹⁵⁾。

問題点として、バッファゾーンが広すぎるためか、バッファゾーンに居住する人々が、遺産

内に居住している意識が低い／認識がない点があげられている。具体的な対策として、指導事項は付されていないが、対象者への教育普及や倫理指導などが求められていると考えられる。

保護政策⁽¹¹⁶⁾については、「保護と管理の現況」にて先述したとおりであり、マネージメントおよび保護は、適正に運用されている⁽¹¹⁷⁾。

管理システムおよび管理計画では、当該遺産に、十分な設備が設置されている旨、報告されている。看板やトイレ、休憩所だけではなく、安全装置（川や水路などに転倒防止の柵など）が設置されている点が高く評価されている。また、植物園や菜園には、灌漑システムがメンテナンスされ、十分に機能している点なども、高い評価を受けている。

また、遺産の範囲内にある線路や駅についても、国営鉄道（RENFE）であることから、十分に政府関係機関と連携がとれており、世界遺産保護の面で適性な管理がなされている点も評価された。

その結果、一括管理がなされており、理想的な管理システムとの評価を受けた。

結 論

本論文の目的は、第一に、1990年代初頭から活発になった文化的景観保護の国際的動向について、歴史的経緯を明らかにすること、第二に、文化的景観の保護および運用方法の現状について考察することである。

そこで本研究では、『アランフェスの文化的景観（2001）』を研究対象として取り上げ、事例研究を行った。研究の結果、以下の点が明らかになった。

①1990年代からはじまったといわれている「文化的景観」の保護は、先行研究では、1994年の世界戦略の一環として捉えられていたが、実際には、1992年の第16回世界遺産委員会（サンタフェ・アメリカ）以前より始まっており、自然遺産の登録基準の再考とともに、オペレーショナルガイドラインの改定がきっかけとなっていた。

その背景には、現状の登録基準では適正評価が

難しい遺産への対応策が模索され、「景観の保護」、そして「自然と人間との関わり」についての価値づけから派生したものであった。

②「世界遺産登録リストにおける不均衡の是正及び真正性および完全性の確保のための世界戦略」⁽¹¹⁸⁾が採択された⁽¹¹⁹⁾。これにより、世界遺産登録リストの作成方法として、テーマ別の研究が提唱され⁽¹²⁰⁾、その後の条約加盟国における暫定リストおよび当該専門機関における活動に影響を与え、その結果、新しい文化遺産の枠組みである「文化的景観」の登録が1994年以後、急増した。

③生物多様性に関する国際条約（CBD・1992）⁽¹²¹⁾、食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約（2001）⁽¹²²⁾と世界遺産条約の国際条約間の連携⁽¹²³⁾、および「持続可能な開発に向けての国連長期計画」に基づいた、「自然と人間との関わり」「農業」といった新しい観点による価値基準の創出の結果、「文化的景観」が注目されるようになった。

スペインの「アランフェスの文化的景観」に関する事例研究では、文化的景観として登録されている遺産の評価基準および遺産の構成要素の分析、そして、文化的景観の保護および運用の現況の分析を実施した。その結果、以下のことをわかった。

①アランフェスは、新しく文化遺産に導入されたCultural Landscapeとして、新規に登録され、その中には、登録リストの偏りを是正するために提案された「土地の人間の共存(Human Coexistence with the Land)」のテーマに基づき、7つの指標の中の「③自給自足 Modes of subsistence」、 「④技術の進化 Technological evolution」の2つの内容が反映された遺産登録であった。

②文化的景観であっても、遺産の構成要素を個別に保護することから、通常の歴史的建造物や、旧市街などの保存および活用方法と同様の政策を

設定し、施策・措置の内容も同レベルで実施することにより管理できる。

③文化的景観では、バッファゾーンの範囲設定が困難であり、境界線を明確に示すことができない。

④「アランフェスの文化的景観」の場合、保護および管理において、独自の管理システムの構築によって、統轄管理が実施できている。その要因は、国、地方自治体、その他関連機関同士の連携である。

《注》

- (1) 24-26.Oct.1992, France
- (2) 新井直樹,『地域政策研究』第11巻,第2号,2008,p39-55
- (3) XIII. REVISION OF THE GUIDELINES FOR THE IMPLEMENTATION OF THE WORLD HERITAGE CONVENTION, Report, Sixteenth Session, World Heritage Committee, 7-14 December 1992, Santafe, United states of America, p54
- (4) Natural Heritage Criteria
- (5) The Condition of Integrity
- (6) XIII.1 Natural Heritage Criteria, XIII. REVISION OF THE GUIDELINES FOR THE IMPLEMENTATION OF THE WORLD HERITAGE CONVENTION, Report, Sixteenth Session, World Heritage Committee, 7-14 December 1992, Santafe, United states of America, p54
- (7) XIII.1 Natural Heritage Criteria, XIII. REVISION OF THE GUIDELINES FOR THE IMPLEMENTATION OF THE WORLD HERITAGE CONVENTION, Report, Sixteenth Session, World Heritage Committee, 7-14 December 1992, Santafe, United states of America, p54
- (8) WHC-92/CONF.002/10 Add. Revision of the Operational guideline for the Implementation of the World Heritage Convention: Report of the Expert Group on Cultural Landscapes, La Petite Pierre, France (24-26 Oct. 1992)
- (9) Report of the Expert Group on Cultural Landscapes, La Petite Pierre (France) 24-26 October 1992 ; WHC-94/CONF-003/INF.13, Paris, 30 November 1994, CONVENTION CONCERNING THE PROTECTION OF THE WORLD CULTURAL AND NATURAL HERITAGE, WORLD HERITAGE COMMITTEE, Eighteenth session, Phuket, Thailand, 12-17 December 1994
- (10) XIII.2.1, XIII.2 Cultural Criteria, XIII. REVISION OF THE GUIDELINES FOR THE IMPLEMENTATION OF THE WORLD HERITAGE CONVENTION, Report, Sixteenth Session, World Heritage Committee, 7-14 December 1992, Santafe, United states of America, p54
- (11) WHC-92/CONF. XIII.2.2 , XIII.2 Cultural Criteria, XIII. REVISION OF THE GUIDELINES FOR THE IMPLEMENTATION OF THE WORLD HERITAGE CONVENTION, Report, Sixteenth Session, World Heritage Committee, 7-14 December 1992, Santafe, United states of America, p55
- (12) XIII.2.2 , XIII.2 Cultural Criteria, XIII. REVISION OF THE GUIDELINES FOR THE IMPLEMENTATION OF THE WORLD HERITAGE CONVENTION, Report, Sixteenth Session, World Heritage Committee, 7-14 December 1992, Santafe, United states of America, p55
- (13) XIII.2.3 , XIII.2 Cultural Criteria, XIII. REVISION OF THE GUIDELINES FOR THE IMPLEMENTATION OF THE WORLD HERITAGE CONVENTION, Report, Sixteenth Session, World Heritage Committee, 7-14 December 1992, Santafe, United states of America, p55
- (14) The modified criteria will be applied in identifying and evaluating cultural landscapes for the World Heritage List;
- (15) The German Proposal for amendments to paragraph 24 (b) (ii) and the new paragraph 37 will be incorporated in the Operational Guidelines;
- (16) In view of the relationship of many cultural landscapes to the maintenance of ecosystem processes and biological proposals for inscribing such sites needs to be kept in mind. In this regard, IUCN has offered to assist ICOMOS in landscapes evaluations;
- (17) It is essential to ensure that cultural landscapes nominated for the world Heritage List meet the highest standards of universal significance and integrity that characterize sites inscribed previously under natural and cultural criteria;
- (18) The states parties should be informed of the new criteria and be asked to submit Tentative List of Cultural landscapes in accordance with paragraph 7 of the Operational Guideline;
- (19) The center is requested to convene a group of experts on the tentative lists and related issue (illustrations, examples and specific revision requested by these criteria), and reported back to the seventeenth session of the Bureau.
- (20) Outstanding universal value
- (21) The combined works of nature and man of outstanding universal value
- (22) 日本語訳は、「世界遺産の文化的景観-保全・管理のためのハンドブック World Heritage paper シリーズ 26」, 独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所発行, 2015, p28, に準拠した。
- (23) i) The most easily identifiable is the clearly defined landscape designed and created intentionally by man. This embraces garden and parkland landscapes constructed for aesthetic reasons which are often (but not always)

- associated with religious or other monumental buildings and ensembles.
- (24) ii) The second category is the organically evolved landscape. This results from an initial social, economic, administrative, and/or religious imperative and has developed its present form by association with and in response to its natural environment. Such landscapes reflect that process of evolution in their form and component features. They fall into two sub-categories: a relict (or fossil) landscape is one in which retains an active social role in contemporary society closely associated with the traditional way of life, and in which the evolutionary process is still in progress. At the same time it exhibits significant material evidence of its evolution over time.
- (25) iii) The final category is the associative cultural landscape. The inclusion of such landscapes on the World Heritage List is justifiable by virtue of the powerful religious, artistic or cultural associations of the natural element rather than material cultural evidence, which may be insignificant or even absent.
- (26) IIA Definition of World Heritage, 45. Cultural and natural heritage are defined in Articles 1 and 2 of the World Heritage Convention. Article 1: For the purposes of this Convention, the following shall be considered as "cultural heritage": monuments; architectural works, works of monumental sculpture and painting, elements or structures of an archaeological nature, inscriptions, cave dwellings and combinations of features, which are of Outstanding Universal Value from the point of view of history, art or science;
- groups of buildings: groups of separate or connected buildings which, because of their architecture, their homogeneity or their place in the landscape, are of Outstanding Universal Value from the point of view of history, art or science;
 - sites: works of man or the combined works of nature and of man, and areas including archaeological sites which are of Outstanding Universal Value from the historical, aesthetic, ethnological or anthropological points of view.
- (27) Cultural landscapes, 47. Cultural landscapes are cultural properties and represent the "combined works of nature and of man" designated in Article 1 of the Convention. They are illustrative of the evolution of human society and settlement over time, under the influence of the physical constraints and/or opportunities presented by their natural environment and of successive social, economic and cultural forces, both external and internal.; Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention, WHC/2/Revised, February 1994, WHC-94/CONF.003/INF.6, Paris, 13 October 1994
- (28) 1994年から、1995年、1996年、2005年と3度の大きな改定があった。
- (29) WHC.15/01, 8 July 2015, Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention, 30COM.11, p10-11
- (30) WHC.15/01, 8 July 2015, Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention, 30COM.11, p11
- (31) Dr. Mechtild Rossler, Prepared for the FAO Workshop and steering Committee Meeting of the GIAHS projects: Globally Important Ingenious Agricultural Heritage Systems, UNESCO.
- (32) "Man's interaction with his natural environment"
- (33) "exceptional combinations of natural and cultural elements"
- (34) Dr. Mechtild Rossler, Prepared for the FAO Workshop and steering Committee Meeting of the GIAHS projects: Globally Important Ingenious Agricultural Heritage Systems, UNESCO, p6では、2001年までに1992年の勧告起草のための専門家会議(フランス)を含めずに全13回が開催されたと指摘しているが、正確には18回の専門家会議が開催されている。
- (35) Dr. Mechtild Rossler, Prepared for the FAO Workshop and steering Committee Meeting of the GIAHS projects: Globally Important Ingenious Agricultural Heritage Systems, UNESCO, p7
- (36) Dr. Mechtild Rossler, Prepared for the FAO Workshop and steering Committee Meeting of the GIAHS projects: Globally Important Ingenious Agricultural Heritage Systems, UNESCO, p6
- (37) WHC-93/CONF.002/INF.4, Report of the International Expert Meeting on Cultural Landscapes of Outstanding Universal Value. Templin, Germany, 12-17 October 1993
- (38) WHC-94/CONF.003/INF.10, Information Document on Heritage Canals, Canada, September 1994
- (39) WHC-94/CONF.003/INF.13 Report of the International Expert Meeting on Routes as Part of the Cultural Heritage, Spain, November 1994
- (40) WHC-95/CONF.203/INF.9, Report of the Asia Pacific Workshop on Associative Cultural Landscapes, Australia, 27-29 April 1995
- (41) WHC-95/CONF.203/INF.8, Asian Rice Culture and its Terraced landscapes. Report of the regional thematic study meeting, Philippines, 28 March-4 April 1995
- (42) WHC-96/CONF.202/INF.10, Report on the Expert meeting on European Cultural landscapes of Outstanding Universal value, Vienna, Austria 21 April 1996
- (43) WHC-98/CONF.203/INF.8, Report of the Regional Thematic Meeting on Cultural Landscapes in the Andes, Aquipa/Chivay, Peru, 17-22 May 1998
- (44) WHC-99/CONF.204/INF.4, Synthetic Report of the Expert meeting on Cultural landscape in Africa, 10-14 March 1999, Kenya
- (45) WHC-99/CONF.204/INF.16, Synthesis Reports of the Expert Meeting on Management Guideline for

- Cultural landscapes, Banska Stiavnica, Slovenská, 1-4 June 1999
- (46) WHC-99/CONF.209/INF.14, report on the Regional Thematic Expert Meeting on Cultural landscapes in Eastern Europe, Bialystok, Poland, 29 September-3 October 1999
- (47) WHC-2000/CONF.204/WEB.1, Synthesis Report of the Seminar on Natural Heritage in the Caribbean, Paramaribo, Suriname, 18-20 February 2000
- (48) WHC-2000/CONF.204/WEB.4, Report of the regional Thematic Meeting on cultural landscapes in Central America Sanjose, costa Rica, 26-29 September 2000
- (49) WHC-2000/CONF./204/WEB.2, Report of the Regional Thematic Expert Meeting on Potential Natural World Heritage Sites in the Alps
- (50) Report of Thematic Meeting on Vineyard Cultural Landscapes, Tokai, 11-14 July 2001
- (51) Report of the Expert meeting on Sacred Mountains in Asia, JAPAN, 4-10 September 2001
- (52) Report of the Expert Meeting on Desert Landscapes and Oasis Systems, Oasis kharga Egypt, 23-26 September 2001
- (53) WHC-2000/CONF.204/WEB.4, Synthesis Report of the Meeting on "Cultural Landscapes: Concept and Implementation" , Catania, Italy, 8-11 March 2000
- (54) Schor feide, Germany
- (55) WHC-93/CONF.002/INF.4, International Expert Meeting on "Cultural Landscapes of Outstanding Universal Value", Schorfheide, Germany 1993
- (56) Action Plan for the Future
- (57) WHC-93/CONF.002/INF.4, Report of the International Conference on Cultural Landscapes, Germany,
- (58) WHC/-93/CONF.002/9Examination of the application of the revised Cultural Criteria of the operational Guidelines for the inclusion of Cultural Landscapes on the World Heritage List
- (59) Dr. Mechitild Rössler, Prepared for the FAO Workshop and steering Committee Meeting of the GIAHS projects: Globally Important Ingenious Agricultural Heritage Systems, UNESCO, p6
- (60) WHC-93/INF.4, Paris, November, 1993, World Heritage Committee seventeenth Session, Cartagena, Colombia 6-11 December 1993
- (61) World Heritage Cultural Landscapes A Handbook for Conservation and Management, World Heritage Papers, No26, ANNEX IV, p132
Expert Meeting on the "Global Strategy" and thematic Studies for a representative World Heritage List UNESCO Headquarters, 20-22 June 1994
- (62) WHC-93/INF.4, paris, November 1993, Information Document on item 11 of Provisional Agenda: Report of the International Expert Meeting on Cultural Landscapes of Outstanding Universal Value, Templin, Germany, 12 -17 October 1993, p8
- (63) Expert Meeting on the "Global Strategy" and thematic studies for a representative World Heritage List, WHC-94/CONF.003/INF.6, Paris, 13 October 1994,
- (64) Expert Meeting on the "Global Strategy" and thematic studies for a representative World Heritage List, WHC-94/CONF.003/INF.6, Paris, 13 October 1994,
- (65) Expert Meeting on the "Global Strategy" and thematic studies for a representative World Heritage List, WHC-94/CONF.003/INF.6, Paris, 13 October 1994, p2-3
- (66) Expert Meeting on the "Global Strategy" and thematic studies for a representative World Heritage List, WHC-94/CONF.003/INF.6, Paris, 13 October 1994, p1
- (67) Expert Meeting on the "Global Strategy" and thematic studies for a representative World Heritage List, WHC-94/CONF.003/INF.6, Paris, 13 October 1994, p2
- (68) Expert Meeting on the "Global Strategy" and thematic studies for a representative World Heritage List, WHC-94/CONF.003/INF.6, Paris, 13 October 1994, p2
- (69) Expert Meeting on the "Global Strategy" and thematic studies for a representative World Heritage List, WHC-94/CONF.003/INF.6, UNESCO Headquarters, 20-22 June 1994, Paris, 13 October 1994, WORLD HERITAGE COMMITTEE, Eighteenth session, Phuket, Thailand, 12-17 November 1994
- (70) Item 10: Progress report on the preparation of Global Strategy for a representative world Heritage List, WHC-94/CONF.003/15, Paris, 20 October 1994
- (71) WHC-94/CONF.003/INF.6, Paris 13 Oct 1994, Expert Meeting on the "Global Strategy" and thematic studies for a representative world heritage List (UNESCO Headquarters, 20-22 June 1994)
- (72) WHC-94 /CONF.003/16
- (73) First meeting, 20-22 June 1994
- (74) Expert meeting on the "Global Strategy" and thematic studies for a representative world Heritage List, UNESCO, Headquarters, 20-22 June 1994, WHC-94/CONF.003/INF.6 Paris.13 October 1994
- (75) WHC-94/CONF.003/16,31 January 1995, World Heritage Committee Eighteenth session Phuket, Thailand, 12-17 December 1994, p41-42
- (76) Conceptual framework for "a global study, in order to advance in defining a concept and a methodology
- (77) WHC-94/CONF.003/16,31 January 1995, World Heritage Committee Eighteenth session Phuket, Thailand, 12-17 December 1994, p41-42
- (78) World Heritage Cultural Landscapes 1992-2002, World Heritage Paper 6, UNESCO, 2004
- (79) Convention on Biological Diversity, <https://www.cbd.int/>
- (80) 食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条

- 約の発効は2001年であるが、取り組み自体は、1993年よりFAOを中心として、法令政策による具体的な施策の設定に関する論議が進められた。
- (81) Globally Important Agricultural Heritage Systems (GIAHS) ,
- (82) Sustainable development: Convention on Biological Diversity, Report of the Second Committee, Rapporteur: Ms. Vanessa Gomes (Portugal), the report of the Second Committee, General Assembly,
- (83) A/61/422/Add.6 (3.0299), 13 December 2006 ; 61/203. International year of Biodiversity, 2010, Resolution adopted by General Assembly on 20 December 2006, A/RES/61/203, Sixty-first session, agenda item 53 (f), 19 January 2007
- (84) IMPLEMENTATION STRATEGY FOR INTERNATIONAL YEAR OF BIODIVERSITY-2010, Secretariat of the Convention on Biological Diversity (CBD), p10-14
- (85) Statement and Recommendations from the UNESCO International Year of Biodiversity Science Policy Conference, UNESCO Headquarters, Paris, 25-29 January 2010 ; Report by The Director-General on the Follow-up to Decisions and Resolutions adopted by the Executive Board and the General Conference at their Previous Session, 185EX/5, p8-p10 ; 13. Report by the Director-General on UNESCO's participation in and contribution to the International Year of Biodiversity (2010) (182 EX/13; 182 EX/71), 182EX/Decisions, Paris, 26 November 2009, p17
- (86) http://www.fao.org/fileadmin/templates/giahs/Presentations/april2014sc/08/Annex-4-UNESCO_and_GIAHS_-_Rome__29_April_2014.pdf, p5
- (87) WHC-95/CONF.203/INF.8, Asian Rice Culture and its Terraced landscapes. Report of the regional thematic study meeting, Philippines, 28 March-4 April 1995
- (88) WHC-95/CONF.203/INF.9, Report of the Asia Pacific Workshop on Associative Cultural Landscapes, Australia, 27-29 April 1995
- (89) XIII.2.1, XIII.2 Cultural Criteria, XIII. REVISION OF THE GUIDELINES FOR THE IMPLEMENTATION OF THE WORLD HERITAGE CONVENTION, Report, Sixteenth Session, World Heritage Committee, 7-14 December 1992, Santafe, United states of America, p54
- (90) WHC-93/CONF.002/INF.4, International Expert Meeting on "Cultural Landscapes of Outstanding Universal Value", Schorfheide, Germany 1993
- (91) Work Shop 3: Socio-economic aspects of Cultural landscapes, WHC-93/CONF.002/INF.4, International Expert Meeting on "Cultural Landscapes of Outstanding Universal Value", Schorfheide, Germany 1993, p6
- (92) WHC-93/CONF.002/INF.4, International Expert Meeting on "Cultural Landscapes of Outstanding Universal Value", Schorfheide, Germany 1993
- (93) WHC-94/CONF.003/INF.6, Paris 13 Oct 1994, Expert Meeting on the "Global Strategy" and thematic studies for a representative world heritage List (UNESCO Headquarters, 20-22 June 1994)
- (94) WHC.94 /CONF.003 /16
- (95) WHC-94/CONF.003/INF.6, Paris, 13 Oct Expert Meeting on the "Global Strategy" and Thematic Studies for a representative World Heritage List, (UNESCO Headquarters 20-22 June 1994)
- (96) WHC-94/CONF.003/INF.13 Report of the International Expert Meeting on Routes as Part of the Cultural Heritage, Spain, November 1994
- (97) Routes of Santiago de Compostela: Camino Francés and Routes of Northern Spain
- (98) Añon Feliu, Carmen, Aranjuez :nature, agriculture and the art of andscape" Cultural Landscapes of Universal Value. Components of Global Strategy. Jena; Stuttgart; New York: G.Fischer, 1995, pp295-306
- (99) Province and Autonomous Community of Madrid
- (100) 菜園では、新大陸で発見されたものや、世界各国の珍しい植物や野菜が栽培された。農業遺産については、ICOMOS 発行の The International Day for Monuments and Sites, Theme for 2010 - "The Heritage of Agriculture", Celebrate the world's heritage on 18 April 2010!, A contribution to the United Nations 2010 International Year of Biodiversity を参照。
- (101) D. Uribelarrea, A. Pérez-González, G. Benitob, Channel changes in the Jarama and Tagus rivers (central Spain) over the past 500 years, 『Quaternary Science Reviews』 Volume 22, Issue 20, October 2003, Pages 2209-2221, Fluvial response to rapid environmental change
- (102) The Aranjuez Declaration Network for culture and heritage: the Council of Europe's Cultural Routes- making transnational connections work, 29-30 October 2015
- (103) Nomination File No.1044, WHC Nomination Documentation, NAME: Aranjuez Cultural Landscape, DATE OF INSCRIPTION: 16th December 2001, STATE PARTY: SPAIN ; Advisory Body Evaluation (ICOMOS) , 2001
- (104) Aranjuez (Spain) No 1044, Advisory Body Evaluation (ICOMOS), 2001
- (105) Nomination File No.1044, WHC Nomination Documentation, NAME: Aranjuez Cultural Landscape, DATE OF INSCRIPTION: 16th December 2001, STATE PARTY: SPAIN
- (106) Periodic Reporting, Section II, 2014
- (107) Periodic Reporting, Section II, 2014
- (108) Law 16/1985 dated 25 June, on the Spanish historical Heritage (Official state Bulletin of 29 June 1985), Placio Zarzuela, madrid, 25 June 1985, Juan Carlos R, The Minister, Felipe Gonzalez Marquez
- (109) The Aranjuez Declaration Network for culture and heritage: the Council of Europe's Cultural Routes- making transnational connections work, 29-30 October 2015

- (110) AGURICULTURE AND HERITAGE “An integral management model of Aranjuez Cultural Landscape” Cultural Heritage and The EU -2020 STRATEGY- TOWARDS AN INTEGRATED APPROACH, 13-14th NOVEMBER, Vilnius, Municipality of Aranjuez, Maria del Pozo Lopez
- (111) Periodic Report- Section II, Aranjuez Cutural Landscape Word Heritage Committee,
- (112) 2.3. Attributes expressing the Outstanding Universal Value per criterion
- (113) 4. Protection, Management and Monitoring of the Property
- (114) 4.1.2, Are the boundaries of the World Heritage property adequate to maintain the property’ s Outstanding Universal Value but they could be improved.
- (115) 4.1.3 Are the buffer zone of the world Heritage property adequate to maintain the property’ s outstanding Universal Value?, これは、大は小を兼ねるという発想ではあろうが、適正な範囲は、改定案を見なければ現状では判断ができない。
- (116) 4.2 protective measure
- (117) 4.2.2 -is the Legal framework (i.e. Legislation and / or regulation) adequate for maintaining the Outstanding Universal Value including conditions of Integrity and /or Authenticity of the property?/ The legal framework for the maintenance of the Outstanding Universal value including conditions of authenticity and /or Integrity of the World Heritage property provides and adequate or better basis for effective management and protection
- (118) WHC-94/CONF.003/INF.6, Paris 13 Oct 1994, ExpartMeeting on the “Global Strategy” and thematic studies for a representative world heritage List (UNESCO HeadQuarters, 20-22 June 1994)
- (119) WHC.94 /CONF.003 /16
- (120) World Heritage Cultural Landscapes 1992-2002, World Heritage Paper 6, UNESCO, 2004
- (121) Convention on Biological Diversity, <https://www.cbd.int/>
- (122) 食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約の発効は2001年であるが、取り組み自体は、1993年よりFAOを中心として、法令政策による具体的な施策の設定に関する論議が進められたのは前述通り。
- (123) Globally Important Agricultural Heritage Systems (GIAHS) ,